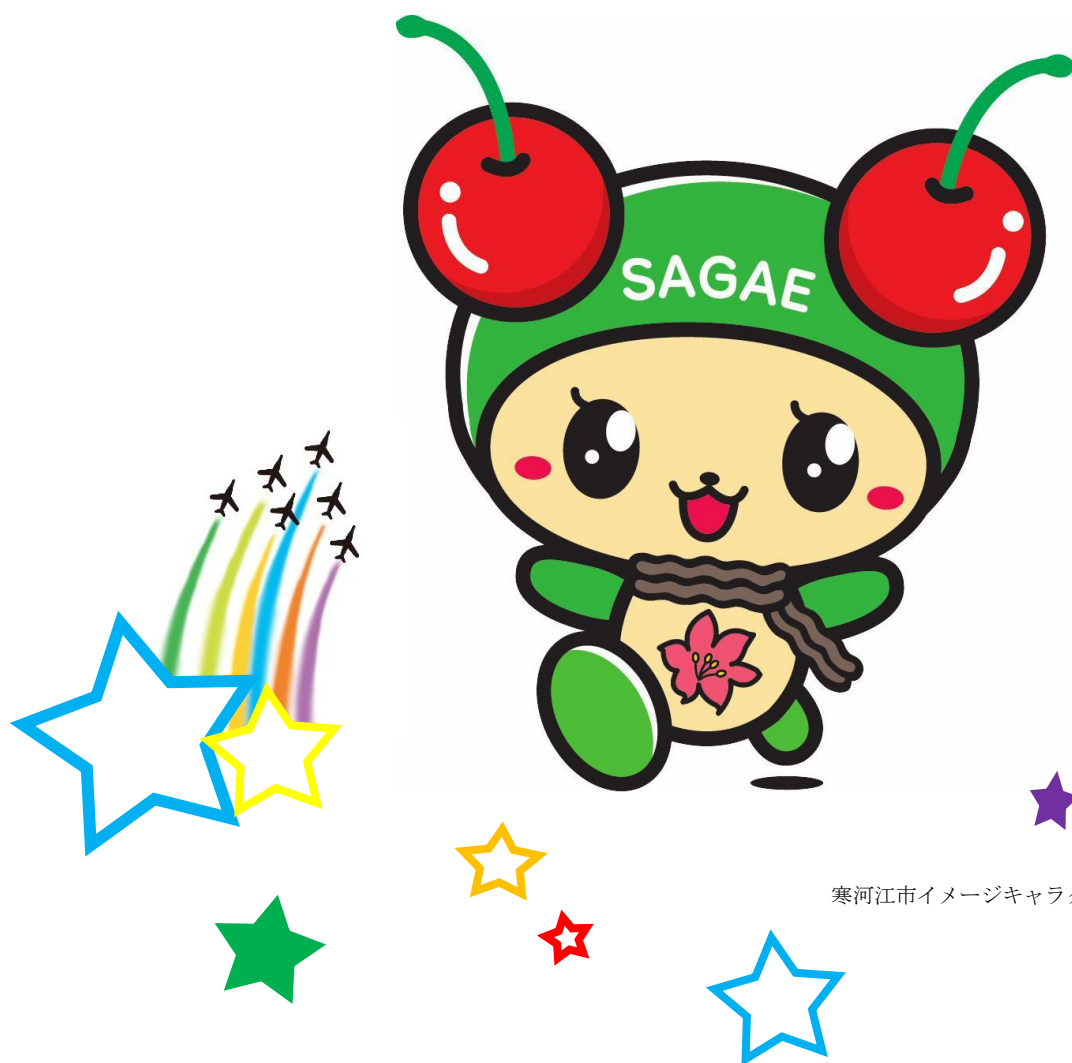


令和8年度版

認可保育施設 利用のしおり



寒河江市イメージキャラクター チェリン

寒河江市子育て推進課 こども支援係

〒991-0021 寒河江市中央二丁目2番1号（ハートフルセンター内）

TEL：85 - 0907（直通）

1 認可保育施設について

認可保育施設は、就労などの理由により家庭で乳幼児を保育できない場合に、年齢や発達段階に応じて保育を行い、お子さんの健やかな成長と両親の就労や社会参加を支援する施設です。

○ 認可保育施設一覧

対象年齢：令和8年4月1日時点の年齢

施設名		住所	電話番号	対象年齢	通園バス	運営
市立 保育所	なか保育所	八幡町 1-10	84-2537	0～5歳 (生後2ヵ月以上)	無	市
	なか保育所みいずみ分園	字中河原 191-1	86-8232	3～5歳	有	市
	しらいわ保育所	大字白岩 1296-2	87-1138	1～5歳	有	市
	たかまつ保育所	大字米沢 643-2	87-2860	1～5歳	有	市
民間立 保育所	ゆりかご子ども園	緑町 200-67	84-5212	0～2歳 (生後2ヵ月以上)	無	社会福祉法人
	しばはしさくらんぼ 子供園	大字柴橋字下鎌 3378-2	85-7178	0～2歳 (生後2ヵ月以上)	無	社会福祉法人
	さがえさくらんぼ子供園	大字日田字五反 201-1	86-6101	0～5歳 (生後2ヵ月以上)	無	社会福祉法人
	あおぞら保育園	大字寒河江丙 1230-1	86-9258	0～2歳 (生後4ヵ月以上)	無	社会福祉法人
認定 こども園	寒河江第二幼稚園	大字高屋字西浦 19	86-6209	0～5歳 (生後2ヵ月以上)	有	学校法人
	南部ひまわりこども園	大字島字島東 181	86-3221	0～5歳 (生後2ヵ月以上)	無	学校法人
	柴橋おひさまこども園	大江町大字左沢字金谷 1995-1 (柴橋小学校隣)	86-9198	1～5歳	無	学校法人
	寒河江にしねこども園	大字西根 170-1	86-7466	1～5歳	有	学校法人
	寒河江大谷幼稚園	本町2丁目 3-43	84-2248	3～5歳	有	学校法人
家庭的 保育施設	こんの家庭保育室	本町2丁目9-22 ロイヤル プレステージ本町 102	84-1971	0～2歳 (生後2ヵ月以上)	無	個人
小規模 保育施設	第2さくらんぼ子供園	東新山町 252-1	85-0832	0～2歳 (生後2ヵ月以上)	無	社会福祉法人
事業所内 保育施設	寒河江やすらぎの里 保育園	本楯二丁目 24-1	83-0586	0～2歳 (生後3ヵ月以上)	無	社会福祉法人

- ・利用申請等：上記施設については、利用の申請受付や保育の必要性認定、施設決定及び利用者負担額等の決定について市で行います。ただし、認定こども園の教育枠を利用希望の方、事業所内保育施設の事業所枠を利用希望の方は施設へ直接申請となります。
- ・開 所 時 間：7時00分から19時00分まで。なお、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。なお、大谷幼稚園は7時30分から18時30分まで。
- ・通 園 バ ス：お子さんの送迎は保護者の責任で行っていただきますが、3歳以上を対象に、通園バスによる送迎を行っている施設もあります。運行範囲は、施設所在地区内です。
- ・そ の 他：・柴橋おひさまこども園の住所地は「大江町」となっていますが、寒河江市内の認可保育施設（柴橋小学校隣）であり、寒河江市で入所調整を行っています。

2 認可保育施設を利用できる方

寒河江市に住所がある方で、次の理由により、家庭において保育することが困難であり保育の必要性があると認められる方

	保育を必要とする理由	支給認定期間
①就労	1ヶ月あたりの就労時間が常に48時間以上	就労している期間
②妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない	出産予定日前後各8週間
③求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	原則 <u>最長90日間</u>
④就学・職業訓練	教育施設に在学し、又は職業訓練施設において職業訓練を受けている	教育施設又は職業訓練施設を修了するまでの期間
⑤疾病・障がい等	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいを持っている	疾病等の理由により、家庭での保育が困難と認められる期間
⑥介護・看護	同居の親族を常に介護（看護）している	同居親族の介護等により、家庭での保育が困難であると認められる期間
⑦その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	必要な期間

※ 利用の希望可能日……**育児休業等の場合、復職日の1ヶ月前から就労として利用の希望日に設定できます。（なお、4月1日利用希望日の新規入所の申請にあたっては4月中、遅くとも5月1日までに職場復帰する方に限ります。**職場復帰の時期に関しては、雇用主とご協議ください。）
就労等内定の場合、開始日の1ヶ月前から利用の希望日とできます。

※ 育児休業中の申請……継続して育児休業をする場合は、上記認定理由に該当しないため、新規申請ができません。（ただし、保育所に継続入所する児童を除く）

※ 求職中による申請……求職活動中の場合、上記のとおり認定期間は原則最長90日間となります。
90日間で活動実績がない、または活動実績が少ない場合には、保育の必要性が認められないため、保育所を退所していただく場合があります。

3 支給認定

保護者等の状況により児童を家庭で保育することが困難であり、保育が必要と認められる場合に、寒河江市が支給認定を行い、次の区分による教育・保育を受けるための「支給認定証」が交付されます。認可保育施設（認可保育所、認定こども園（保育園枠）、家庭的保育事業、小規模保育施設、事業所内保育施設（地域枠）を利用することができます。ただし、「支給認定証」の交付により保育施設の利用が必ずできるとは限りません。

(1) 支給認定区分

支給認定期間の開始時点における年齢が3歳以上であれば2号、3歳未満であれば3号の認定区分となります。支給認定期間内に3歳の誕生日を迎える場合、自動的に認定区分の切り替えが行われ2号認定証が交付されます。（申請等は必要ありません。保育施設を通じて交付されます。）

認定区分	対象となる児童	認定期間の上限
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする児童	就学前
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする児童	3歳の誕生日の前々日

(2) 保育利用時間（標準時間、短時間）

認定理由により、保育利用時間が下表のとおり区分されます。

区分	区分理由	保育時間
保育 標準時間	認定理由及び内容が、下記①、②以外の方	最長 11時間 ※ (7時00分から18時00分まで)
保育 短時間	認定理由及び内容が次に該当する方 ① 普通保育時間（8時30分～16時30分）内での 利用を希望する方（就労時間が上記時間内の方） ② 求職活動中又は育児休業中の方	最長 8時間 ※ (8時30分から16時30分まで)

※ 希望する保育時間については、就労等の理由により認定されます。

※ 支給認定証には保育必要量として記載してあります。

※ 延長保育料についてはP.7の（7）その他必要となる料金をご覧ください。

4 申請について

必要書類をそろえ、市子育て推進課へ申請してください。申請時に聞き取りを行いますので、必ず保護者の方がお越しください。

なお、保育施設の利用決定にあっては家庭の状況や各施設の入所状況等に応じて調整が行われますので、希望の保育施設をご利用できない場合もあります。

(1) 必要書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定（現況届）申請書（兼申込書）

② 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする理由ごとに、下表により該当する書類をご提出ください。なお、保育を必要とすることを証明する書類については、児童の保護者それぞれの分の提出が必要です。

保育を必要とする理由	必要書類
①就労	★就労証明書 ※会社から証明を受けること（自営業を除く）
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し（父母氏名、出産（予定）日の分かる部分）
③求職活動	★活動の実績が記載された求職活動申告書
④就学・職業訓練	在学証明書、就学期間・カリキュラム等の分かるもの
⑤疾病・障がい等	医師の診断書（保育できない理由、その期間の記載があるもの）や、 障害者手帳の写しなど状況の確認できるもの
⑥介護・看護	★看護申告書、または介護・看護の状況が分かるもの

- ・★印の就労証明書、求職活動申告書、看護申告書は市様式をご使用ください。
- ・同一世帯から複数の児童について申請する場合、証明書等については、児童のうち1名分を原本とし、同時に申請する他の児童については写しで構いません。
- ・このほか、申請内容に応じて書類の提出が必要になる場合があります。
- ・就労（自営業）の場合…必要に応じて、確定申告書又は事業開始届出の写しの提出を求める場合があります。

(2) 申請書の提出後に、内容に変更があった場合

申請書や提出した書類等の内容（世帯・同居人・住所・保育を必要とする理由・就労状況など）に変更があった場合は、必ず子育て推進課へお申出ください。利用調整後に、申請内容と実際の家庭及び保育を必要とする理由等に相違があると判明した場合には、支給認定や内定が取り消しとなることがありますのでご注意ください。また、希望する保育施設の変更や申請の取下げをする場合にも必ずご連絡ください。

なお、入所後に変更が生じた場合は、施設へお申出ください。

(3) 障がい児保育

保育所及び認定こども園において、障がいを持つお子さんの受入れを行っています。専任の保育士を配置し、お子さんの状態に応じた保育を実施します。なお、利用の際は事前にご相談が必要です。お子様について気になる場合には申請の際にお申し出ください。

なお、喀痰吸引等の医療的ケアが必要なお子さんの入所申請の場合は、追加提出物や面談等ございますので、申請の後にご案内します。

(4) 出生前の児童にかかる申請

出生前のお子さんについては、仮申請となります。申請書の名前欄は空欄のまま、生年月日欄は出生予定日を記載のうえ申請してください。その際は母子手帳の写しを添付してください。

また、出生後、速やかに子育て推進課へお申出ください。

(5) 転入前申請

寒河江市に転入を予定している世帯のお子さんについては、仮申請となります。申請書に転入を予定している寒河江市の住所を記入して、申請してください。

また、転入後、速やかに子育て推進課へお申出ください。申出がない場合もしくは3月末まで転入が確認できない場合には、施設の利用ができません。

5 保育料（利用者負担額）

3歳児以上の保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化制度により、3歳児（クラス）から5歳児（クラス）までの保育所、認定こども園（2号認定）などを利用するお子さんたちの利用料が無償化されています。

0歳児から2歳児クラスの保育料について

認可保育施設における0～2歳児クラスの利用者負担額は次により算定します。なお、根拠となる税額が寒河江市以外で賦課されている場合、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査」による情報連携によって他の自治体へ情報照会を行うこととなります。

（1）算定根拠となる税額

原則、児童の父母の市町村民税所得割額の合算額に基づき算定されます。ただし、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除前の額になります。別添「参考 寒河江市保育所利用者負担額」もご参照ください。なお、世帯の状況によって、同居の祖父母分も含める場合があります。

（2）対象となる税額の年度

利用者負担額は9月に切替となります。4月から8月までは前年度分（前々年中の所得にかかる税額）、9月から翌3月までは当該年度分（前年中の所得にかかる税額）の税額に基づきます。

	施設利用月	対象となる税額の年度
利用月と税額の年度	4月から8月	令和6年度（令和5年中の所得）
	9月から3月	令和7年度（令和6年中の所得）

（3）階層と金額

別添「令和7年度 寒河江市保育所利用者負担額」をご参照ください。算定根拠に基づく課税額の合算により、4月1日時点の児童の年齢と利用時間（標準時間か短時間）により算定されます。

なお、利用時間は支給認定証に「保育必要量」と記載されています。

（4）山形県保育料段階的無償化事業について（寒河江市拡充事業）

令和3年9月から、0歳～2歳までのお子さんたちの保育所や認定こども園などの保育料の段階的無償化事業が開始されました。

利用者負担額の算定表における所得段階区分のC階層からD5階層区分（国の第3階層又は第4階層区分相当）について、県が1/2（半額）の保育料を負担軽減します。なお、寒河江市ではこれに加え、残りの1/2（半額）についても軽減を拡充し、保育料の無償化を行っています。

さらに、令和7年4月から市独自の補助をD6階層以降にも拡充し、負担軽減を実施しています。

(5) 副食費の完全無償化について

寒河江市では、副食費の助成事業により市内の保育所、認定こども園、幼稚園を利用する3歳以上児クラス（幼稚園の場合、満3歳以上）の全ての児童の副食費を無料としています。ただし、施設が定める金額によっては、実費負担が必要になる場合があります。

(6) 多子世帯の保育料の減免事業

認可保育施設に2人以上同時入所している場合、同時入所している児童のうち2番目に年長の児童が0～2歳児クラスの場合は保育料が無料になります。同時入所以外（就学している兄弟がいる場合）の場合であっても、2番目に年長の児童は半額となります。また、3番目以降の児童の利用者負担額は、同時入所にかかわらず無料となります。

(7) その他必要となる料金

保育料のほか、施設により副食費、教材費などの実費がかかる場合があります。詳細は施設へお問い合わせください。

※延長保育利用料の発生については、利用時間に応じて下表「別途料金」に記載のとおりとなり、月額2,500円（ただし、突発的な利用の場合は日額200円）の料金がかかります。

なお、利用時間は支給認定証に「保育必要量」と記載されています。

	7:00	8:30	12:00	16:30	18:00	19:00
平日	延長保育		普通保育		延長保育	
土曜日	延長保育	普通保育		延長保育		
〈有料の延長時間〉						
保育標準時間	月額利用者負担額内				別途料金	
保育短時間	別途料金	月額利用者負担額内			別途料金	
	7:00	8:30		16:30	18:00	19:00

※普通保育以外の延長保育時間に保育を希望する場合には、保育利用時間（標準時間、短時間）の認定に関わらず、各施設へ事前申請が必要です。

※なお、大谷幼稚園の保育標準時間は7時30分から18時30分までのため、標準時間の認定の場合は延長保育料が発生しません。短時間の認定の場合は上の表と同様です。

(8) 納付方法

保育料は原則、毎月末（12月は25日）に口座振替で徴収します。予定日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日の振替となります。また、兄弟同時入所の場合であっても、振替口座は1つとなります。ただし、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設、家庭的保育施設の納付方法等は施設によって異なりますので、詳しくは各施設にご確認ください。

6 保育施設での生活

(1) 保育施設の一日

時間		乳児（0歳児）	1、2歳児	3歳以上児
延長 保育	7：00 ↓	順次保育施設へ登園 健康状態確認 等		
普通 保育	8：30	児童の状況に 合わせて保育 (授乳・離乳食も)	カリキュラムに 基づいた保育	カリキュラムに 基づいた保育
	9：30		おやつ	昼食準備
	11：30		給食	給食
	12：30		お昼寝	お昼寝準備
	13：00			お昼寝
	14：30		お目覚め	お目覚め・後片付け
	15：00		おやつ	おやつ
	16：00	順次おかえり	順次おかえり	順次おかえり
	16：30			
延長 保育	↓ 19：00	閉園		

・午前7時から午前8時30分まで、午後4時30分から午後7時までは延長保育と呼ばれ、利用の際には、施設への事前申請が必要です。（就労等の理由が必要となり、施設ごとに申請書類が異なりますので利用施設に確認ください。）また、延長保育の利用時間によっては別途延長料金が発生します。

詳細は「5 利用者負担額（保育料）」（7）その他必要となる料金をご覧ください。

・なお、大谷幼稚園は午前7時30分から午前8時30分まで、午後4時30分から午後6時30分までは延長保育時間となっています。



(2) 給食とおやつ

心身の健全な発育のためには、バランスの良い食生活が重要です。給食は、それぞれの保育施設で作っています（寒河江やすらぎの里保育園は連携施設から搬入）。

離乳食は一人ひとりの状況に合わせた手作りを提供しています。

月に1度「寒河江の日」を設け、寒河江産の食材を中心とした給食を実施しています。また、毎月の誕生会は、豪華な「おたのしみ献立」となります。

- ・0歳児 …… 離乳食
- ・1歳～3歳未満児 …… 完全給食（ご飯又はパンとおかず）、おやつは1日2回
- ・3歳以上児 …… おかず給食、おやつは1日1回

※3歳以上児のご飯は、施設によって各自持参か、施設提供になります。

※給食の献立・内容等は園により異なる場合があります。

(3) ならし保育

お子さんが集団保育や新しい保育施設に慣れるために、「ならし保育」を行います。入所後3日間は午前10時半、次の3日間はお昼までの保育となりますが、期間や時間については、お子さんの様子や保護者の都合など、各施設にて相談に応じます。

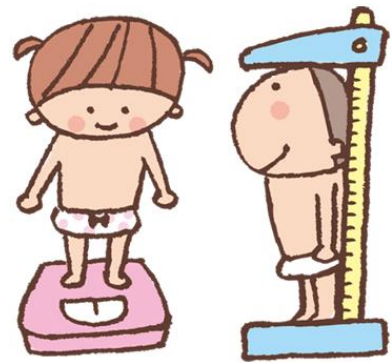
(4) 主な年間行事の例

春	夏	秋	冬	
入所式	七夕まつり	遠足	クリスマス会	雛まつり
ピクニック	親子プール	芋煮	だんご木飾り	お別れ会
なたまきづくり		運動会	豆まき	修了式

- ・ 保育施設や児童年齢によって行う行事や時期は異なります。
- ・ 上記のほか、誕生会、避難訓練、身体計測は毎月行います。

(5) 健（検）診・身体計測

内科健診・歯科検診	……	年2回
耳鼻科検診・眼科健診	……	年1回
身体計測	……	月1回



(6) 家庭との連絡

保育所では、連絡帳やスマートフォン等を活用したシステムを用い家庭と保育施設との情報交換を行っています。また定期的に施設から「おたより」「給食だより」等を発行して、施設の情報発信を行います。各施設を通じて、子育て推進課から各種ご案内をさせていただく場合がございます。内容を十分ご確認くださいませようお願いします。

